

令和 8 年度 (2026 年度)

市民税・府民税
森林環境税

特別徴収事務のしおり

■特別徴収事務とは…

事業主（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員等（納税義務者）の市民税・府民税・森林環境税を、毎月支払う給与から徴収（天引き）し、従業員がお住まいの市町村（1 月 1 日現在）に納入していただく制度です。

市町村から 5 月中に、給与から徴収していただく年税額および月割額を特別徴収義務者宛に通知しますので、6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて給与から徴収し、翌月 10 日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに納入書により金融機関等で納入してください。

なんたんし
京都府南丹市

【市町村コード 262137】

〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町47番地

（総務部 税務課 市民税係）

TEL 0771-68-0004 FAX 0771-63-0653

ホームページ <https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/>

■もくじ

ページ

特別徴収税額の通知について	1
森林環境税（国税）について	
納入の方法について	
納入時の注意事項について	
納期の特例について	
eLTAX（エルタックス）利用について	
納入取扱機関について	2
納期限までに納入がなかった場合について	
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	
【様式】指定通知書	
税額変更について	3
退職所得にかかる市民税・府民税の納入について	
【様式】退職所得にかかる市民税・府民税納入申告内訳書	4
転職・退職等の異動があった場合について	5
【様式】給与所得者異動届出書	6
特別徴収への切り替えについて	7
事業所の所在地・名称の変更について	
給与支払報告書の提出について	
【様式】特別徴収切替依頼書	8
【様式】所在地等変更届出書	9
【様式】納期の特例に関する申請書	10
【様式】納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	11

特別徴収税額の通知について

「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」(特別徴収義務者用、納税義務者用)により、税額の決定通知をします。また、その税額に変更があった場合は、変更通知書を送付します。

(1) 特別徴収義務者用

上欄に、特別徴収していただく従業員の人数及び納入額を記載しています。下欄に、従業員ごとに特別徴収していただく月額の納入額を記載しています。変更通知があった場合は、変更月以後は変更後の金額を徴収してください。

(2) 納税義務者用

決定通知書は、ミシン線で切り取って圧着を開かずに、それぞれ従業員に5月31日までにお渡しください。

森林環境税(国税)について

令和6年度から、森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、課税が開始されており、その税収の全額が森林環境譲与税として市区町村・都道府県に譲与されます。

年額 1,000 円(住民税均等割とあわせて市が賦課徴収します)

納入の方法について

特別徴収税額を、通知書に記載のとおり6月から翌年5月までの間徴収し、「市府民税・森林環境税特別徴収納入書」により、納入取扱機関にて翌月10日(土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日)までに納入してください。

市府民税・森林環境税の特別徴収については、口座振替を行っておりません。各金融機関の納入サービスを利用される場合は、各金融機関に手続き等をお問い合わせください。

※納入書不要のご連絡があった場合は、納入書はお送りしていません。

退職所得にかかる市府民税の納入がある場合等、納入書が必要な場合は送付させていただきますのでご連絡ください。

納入時の注意事項について

納入期限は納入対象年月(給与支給日の属する月)の翌月10日になりますので、納付書やeLTAXを利用して納入される際は、必ず納入期限を確認いただき、納入対象年月にお間違えないようご注意くださいとともに指定番号の入力、記載誤りにもご注意ください。

【例】6月20日給与支給分から市府民税を天引きした場合、6月分(納入対象年月・給与支給日の属する月と一致)として、7月10日(納入期限)までに納入します。

※なお、南丹市では、納入期限を過ぎても完納されない場合、納入期限後20日以内に督促状を発付し、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。万が一、納付が漏れた際、翌月の納期限に2ヶ月分納付されると、督促手数料分100円が不足しますのでご注意ください。

納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の場合の特別徴収税額の納入について、申請により年2回に分けて納めることができます。

①6月分～11月分 → 12月10日までに納入

②12月分～5月分 → 6月10日までに納入

納期の特例を受けるためには、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

※10ページの様式をコピーしてお使いください。

前年に納期の特例を受けていた場合は、滞納等による承認の取消がない限り継続して納期の特例が受けられます。

なお、納期の特例の要件を満たさなくなった場合には、遅延なくその旨を記載した取消届出書を提出してください。

eLTAX(エルタックス)利用について

eLTAXとは、地方税の手続きを自宅や職場等からインターネットを利用して電子的に行うシステムです。異動届出や給与支払報告等の手続きを電子的に行うことができます。また、地方税共通納税システムをご利用いただくと、全地方公共団体に一括して電子的に納税することができます。

eLTAXの利用届出や申告方法の詳細については、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

納入取扱機関について

- (1) 南丹市役所 会計課・各支所
- (2) 公金収納取扱店
 - (株) 京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫
 - 京都農業協同組合
 - ゆうちょ銀行・郵便局（近畿2府4県内）

納期限までに納入がなかった場合について

納期限までに特別徴収税額を完納されない場合は、督促状を発付し、督促手数料100円を徴収します。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、特別徴収義務者が滞納処分を受けることになります。

納期限の翌日から納入日までの日数に応じ、法律で定められた割合で計算した延滞金が特別徴収義務者にかかります。

【納期限の翌日から1月を経過する日までの期間】

年2.8%（各年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）

【納期限の翌日から1月を経過した日から納入日までの期間】

年9.1%（各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合）

※令和8年中の延滞金の割合です。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

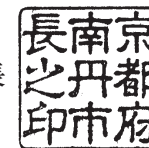
特別徴収税額の納入に、南丹市外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、南丹市が取扱局に指定することとなっていますので、右の指定通知書に利用される店名・郵便局名を記載の上、その支店・郵便局に提出してください。

すでに利用をされている場合や、上記の金融機関を利用される場合は、指定通知書の提出は不要です。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長 様
_____ 郵便局長 様

京都府南丹市長



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴店・局を当市の特別徴収税額取扱店・局に指定しましたので通知します。

1. 承認番号 貯大振 第52号

1. 口座番号 01000-8-960227

1. 加入者の名称 南丹市会計管理者

1. 取りまとめ郵便局 大阪貯金事務センター

税額変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額に変更があった場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付します。納入書の税額を手書きで変更の上、納入してください。
変更後の納入書再送を希望される場合は、お手数ですがご連絡ください。

【記入要領】

- ①「納入金額（１）」欄の数字を２本線で抹消してください。（訂正印不要）
- ②「納入金額（２）」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に、納入する額を記入してください。

退職所得にかかる市民税・府民税の納入について

退職所得にかかる税額は、次のとおり計算して退職手当の支払いをする際に徴収し、翌月１０日までに納入してください。納入時に、納入済通知書の裏面にある「市民税府民税納入申告書」に必要事項を記入して納入するか、「退職所得に係る市民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書」を別途提出してください。

※右（４ページ）の様式をコピーしてお使いください。

退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×１／２

※１,０００円未満の端数は切り捨てます。

退職所得控除額の計算方法

イ 勤続年数が２０年以下の場合

４０万円×勤続年数（８０万円に満たない場合は８０万円）

ロ 勤続年数が２０年を超える場合

８００万円＋７０万円×（勤続年数－２０年）

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、イまたはロの金額に１００万円を加算した金額を控除します。

【税額の計算（１００円未満の端数切捨て）】

・市民税＝退職所得×６％ ・府民税＝退職所得×４％

納入先は、退職した年の１月１日現在住所のある市町村となりますので、給与分の納入先と異なる場合があります。

【税額変更記入例】

※金額の先頭に「¥」は記入しないでください。

※黒のボールペンで、３連とも同様に記入してください。

京 都 府 南 丹 市 市 府 民 税 特 別 徴 収 領 収 証 書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2 6 2 1 3 7	01000-8-960227	南丹市会計管理者

月別	指 定 番 号	納入金額(1)
年 月 分		円
		10,000
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		
納期限	年 月 日	
給与分	納 入 金 額	
	退職所得分	
	金 延滞金	
	督促手数料	
(2)	合計額	9,000

①

②

②＋③

退職所得分がある場合は、市民税・府民税の合計額を記入してください。

【納入申告書（納入書の裏面）の書き方】 ※退職所得分

市 民 税 納 入 申 告 書	
府 民 税	
南丹市長様	
令和 8 年 9 月 10 日 提出	令和 8 年 8 月 分 人 員 1 人
退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
特 別 徴 収 税 額	8 5 0 0 0 0 0 0
市 民 税	1 5 0 0 0 0
府 民 税	1 0 0 0 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 000-0000 所在地 南丹市園部町〇〇〇番地 氏名又は 株式会社 〇〇〇 名 称	(受 付 印)
法人番号又は個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
退職者氏名	南 丹 太 郎

③

退職所得に係る市民税・府民税特別徴収税額納入申告内訳書

 受 付 印 南 丹 市 長 様 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者	住所又は所在地										特別徴収義務者指定番号	
		法人番号又は個人番号										担当者	所属
		氏名又は名称											氏名
													電話番号
令和 年 月 分		納 入 年 月 日				人 員		納 入 金 額					
		令和 年 月 日				人		円					
退 職 者 氏 名	退 職 者 住 所 (1月1日)	退 職 手 当 等 支払金額 (円)	退職年月日	勤続年数 (年)	退職所得控除額の 控除後の金額 (円)	市 民 税 額 (円)	府 民 税 額 (円)						

受付印

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

整 理 番 号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。		
特別徴収指定番号	年度	宛名番号
特別徴収指定番号	年度	宛名番号

課係氏名	担当者	内線
電話番号	電話番号	電話番号

所在地	〒	
氏名		
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		

南 丹 市 長

令和 年 月 日 提出

フリガナ	新	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 (ア) - (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	姓						
生年月日	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成					
個人番号							
住 1月1日現在							
異動後							

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、
フリガナ			当 名	電 話	月割額 円 を 月分
称		法人番号			（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
					※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
					受給者番号
					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
					番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、	月分（翌月10日納期限）で納入します。
←	2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。				

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
←	1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
	2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
	3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市 町 村 処 理 欄	A	B	C	D	E	F

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則残税額をまとめて徴収してください。

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・府民税（住民税）・森林環境税（国税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、給与支払報告書の提出期限（給与支払報告書の提出期限）の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市役所税務課へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

特別徴収への切り替えについて

新規雇用等により、新たに特別徴収することとなった従業員がある場合は、「特別徴収切替依頼書」を提出してください。特別徴収の開始を希望される月について、記載してください。

※右（8 ページ）の様式をコピーしてお使いください。

普通徴収の納期限が過ぎた期別分は特別徴収への切り替えができませんので従業員本人が納付してください。普通徴収の納期限が間近である場合は、特別徴収の開始月等についての確認が必要な場合は、電話で問い合わせをしてください。

事前に特別徴収月割額の電話連絡が必要な場合は、提出時にその旨をお伝えください。

受 付 印		特 別 徴 収 切 替 依 頼 書	
(あて先) 南 丹 市 長	〒 622-8651	所在地 京都府南丹市 ○町△47番地 1	指定番号 12345678
令和 8 年 7 月 20 日 提出	フリガナ カブシキガイシャ マルサンカクブツサン	法人番号又は個人番号 12345678	所 属 総務係
特（別）給 与（支）払 義務者 又 は 代表者名	株 式 有 限 公 司 ○△物産	連 絡 先 所 属 担 当 電 話	南丹 税太郎 (0771) 68-0004 内線 1234

◎ 次の者について、8 月分から特別徴収を希望します。

※新規事業所の場合…納入書（要・不要）

特別徴収に切り替える者の住所・氏名	生 年 月 日	年 税 額	納 付 済 額	備 考
住 所 京都府南丹市 □町◇29番地 1	昭・平 53 年 1 月 1 日	48,000 円	(第 1 期分まで) 12,000 円	
フリガナ ナンタン ハナコ	個人番号 12345678			
氏 名 南丹 花子				
住 所	昭・平 年 月 日		(第 期分まで) 円	
フリガナ	個人番号			
氏 名				
住 所	昭・平 年 月 日		(第 期分まで) 円	
フリガナ	個人番号			
氏 名				
住 所	昭・平 年 月 日		(第 期分まで) 円	
フリガナ	個人番号			
氏 名				

(注) ・納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。
・年税額欄には、納税通知書の「年税額」の金額をご記入ください。
・納付済額欄には、第何期分まで、いくらの金額を納付されたかご記入ください。

事業所の所在地・名称の変更について

特別徴収義務者（事業所）の所在地・名称、送付先などに変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地等変更届出書」を提出してください。

※ 9 ページの様式をコピーしてお使いください。

合併等により、特別徴収義務者が変更となる場合は、従業員全員分の「給与所得者異動届出書」（6 ページ）についても提出してください。

給与支払報告書の提出について

前年中に給与の支払いをしたすべての従業員など（事業専従者、臨時社員、役員、パート、アルバイトなども含む）について、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を作成して、従業員の 1 月 1 日現在の住所地の市区町村長に毎年 1 月 31 日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

なお、平成 30 年度以降は京都府と府内のすべての市町村では、原則として給与所得者は特別徴収としています。退職者や給与の支払が毎月でない方、他の事業所で特別徴収される方（乙欄該当者等）などがある場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」の提出が必要となりますのでご注意ください。

受付印

(あて先)
南 丹 市 長
令和 年 月 日 提出

特別徴収義務者
(給与支払者)

所在地
フリガナ
名 称
又 代表者名

〒

—

特別徴収義務者

指定番号

法人番号又は個人番号

連 絡 先

所属担当

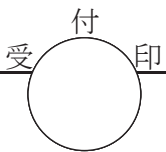
電話

() —
内線

◎ 次の者について、 月分から特別徴収を希望します。 ※新規事業所の場合…納入書（ 要 ・ 不要 ）

	特別徴収に切り替える者の住所・氏名	生 年 月 日	年 税 額	納 付 済 額	備 考
住 所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏 名					
住 所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏 名					
住 所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏 名					
住 所		昭・平 年 月 日	円	(第 期分まで) 円	
フリガナ		個人番号			
氏 名					

(注) ・納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収できませんのでご注意ください。
・年税額欄には、納税通知書の「年税額」の金額をご記入ください。
・納付済額欄には、第何期分まで、いくらを納付されたかご記入ください。



特別徴収義務者所在地等変更届出書

(あて先) 南丹市長 令和 年 月 日 提出	特 別 徴 収 義 務 者 (給与支払者)	所在地	〒 -		特別徴収義務者	指定番号												
		フリガナ				法人番号又は個人番号												
		名称又は代表者名			この届出書に 応答される方 (担当者)	所属 担当												
		電話	() - 内線		電話	() - 内線												

特別徴収義務者	フリガナ	変 更 前	変 更 後
	所 在 地	〒 -	〒 -
	フリガナ		
	名 称		
	電 話	() - 内線	() - 内線

(注) 誤読をさけるため、必ずフリガナを記入してください。

変更年月日	令和 年 月 日	旧所在地の事務所等の存続の有無	有・無
変更理由 該当する項目に ☑してください。	(1) 名称変更理由 ☐ 社名変更 ☐ 合併による変更 ☐ 新法人の設立	(3) (1)が「合併による変更」の場合に、登記上の扱いを記入してください。 ☐ 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 ☐ 旧社名の法人は登記上解散し合併された	
	(2) 所在地変更理由 ☐ 事務所等の移転 ☐ その他 []	(4) その他 ☐ 特別徴収事務の一本化 ☐ 事務所等の廃止 ☐ その他 []	

◎ 特別徴収事務の書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地等を記入してください。

送付先	フリガナ	〒 -	
	所在地		
	フリガナ		
	名称		
電話	() 内線		

(注) この届出書を提出されましても、法人市民税の異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

付
受
印

南丹市長 様 年 月 日 提出		住所 (居所) 又は所在地	〒 電話 — —		
		(フリガナ) 氏名又は名称 及び代表者名	※本人 (代表者) が自署しない場合は記名押印が必要です。		
		法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
		特別徴収義務者 指 定 番 号			
南丹市税条例第 4 6 条の 2 (第 5 3 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。) の規定による 特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたので申請します。					
承認を受け ようとする 事 務 所 等	所在地	電話 — —			
特例の適用を受けよう と す る 税 額 申請の日前 6 月間の各月末 の給与の支払を受ける者の 人数及び各月の支払金額 [外書は、臨時雇用者に係るもの]		年 月 以後に支払う給与又は退職手当等について徴収 する特別徴収税額			
		月 区 分	支 給 人 員	支 給 額	
		年 月	外 人	円	
		年 月	外 人	円	
		年 月	外 人	円	
		年 月	外 人	円	
		年 月	外 人	円	
		年 月	外 人	円	
南丹市の徴収金の滞納又は最近における 著しい納付若しくは納入の遅延の事 実がある場合で、それがやむを得ない 事由であるときは、その事由を記入					
申請日以前 1 年以内に納期の特例の承 認を取り消されたことがある場合は、 その年月日を記入					

様式第 40 号（第 2 条関係）

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受 付 印

南丹市長 様		住所（居所） 又は所在地	〒	電話	— —
年 月 日 提出		(フリガナ) 氏名又は名称 及び代表者名	※本人（代表者）が自署しない場合は記名押印が必要です。		
		法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
		特別徴収義務者 指 定 番 号			
特別徴収税額の納期の特例に関する承認を受けている事務所等において給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなったので、南丹市税条例第 46 条の 4 の規定により届け出ます。					
承認を受けて いる事務所等	所在地	電話			
	名 称				
この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕		人（外 人）			
給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等					

※コピーをしてお使いください。